

スタートアップ応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、スタートアップ応援事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、以下の各号のいずれかに該当する者で、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱(平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。)に定める創業支援資金(以下「創業支援資金」という。)又は株式会社日本政策金融公庫の実施する新創業融資制度(以下「日本公庫新創業融資」という。)の融資を受けるため金融機関と金銭消費貸借契約(以下「金消契約」という。)を締結した者(以下、「対象事業者」という。)が借り入れた債務(以下「対象債務」という。)に係る利子負担について支援することを通じて創業初期の経費負担軽減を図ることを目的として交付する。

ただし、日本公庫新創業融資は申請者が女性または若者(34歳以下)、シニア(55歳以上)の方であって、「女性、若者/シニア起業家資金」の利用者である場合にのみ対象とする。

- (1) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に規定する認定創業支援等事業計画(以下「創業支援等事業計画」という。)に記載された特定創業支援等事業による支援を受けたことについて鳥取県内市町村長の証明を受けた者
- (2) 鳥取県内各の商工団体(各商工会議所、各商工会又は鳥取県中小企業団体中央会)の代表者が上記に準じる者として認めた者

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、対象債務の元金残高を有する対象事業者が行う利子の返済(以下「補助事業」という。)に対し、創業支援資金又は日本公庫新創業融資の最初の利子(融資当日に支払う利子も含む)の属する月から36か月以内の期間(以下「対象期間」という。)において、予算の範囲内で本補助金を交付する。

ただし、日本公庫新創業融資に係る金消契約に定める償還条件については、年0.83パーセントに基づき算定した部分以内を対象とする。

- 2 本補助金の額は、対象債務に係る金消契約に定める償還条件について、対象事業者が対象期間内の約定償還日に返済することとなる利子(融資当日に支払う利子分も含む)に相当する額の合計以下とする。
ただし、債務の不履行等により生じた延滞利息等は含まない。
- 3 本補助金は、県内に事業所を有し、事業を営んでいる者(県内に新たに事業所を開設し、事業を開始する具体的計画を有する者、又は事業を営んでいない者で、県内で新たに事業を開始する具体的計画を有する者を含む。)を対象とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、創業支援資金又は日本公庫新創業融資の借り入れを行った日から3か月以内に行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から起算して30日を経過する日までに行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更等)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(進捗状況の報告)

第7条 規則第17条第3項の規定による進捗状況の報告は、各年度（第8条の報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月20日までに様式第3号により提出するものとする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号によるものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月9日から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成28年3月31日までに交付決定した本補助金については、なお、従前の例による。

この要綱は、平成29年6月28日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

この要綱は、平成31年3月26日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。